

施策体系番号

7-1

市民参加・市民協働の推進

目標(めざす姿)

市民がまちづくりの主体となり、互いに協力できる地域社会を形成し、市民と行政の協働によるまちづくりが進むまちを目指します。

現状・課題

急速な少子高齢化の進行、単身者世帯の増加などの社会環境の変化に伴い、市民一人ひとりのライフスタイルや価値観、市民ニーズの多様化が進む中で、持続可能な地域社会を形成するには、将来を見据えた行政サービスを提供するとともに、多様化するまちの課題を分析し、着実に課題解決を図ることが重要になります。

「市民が主体のまちづくり」の理念を具体的に実現していくためには、市民と行政がそれぞれの役割を理解して、共通の認識の下に主体性を持ちながら互いに協力してまちづくりを進めていくことが重要です。

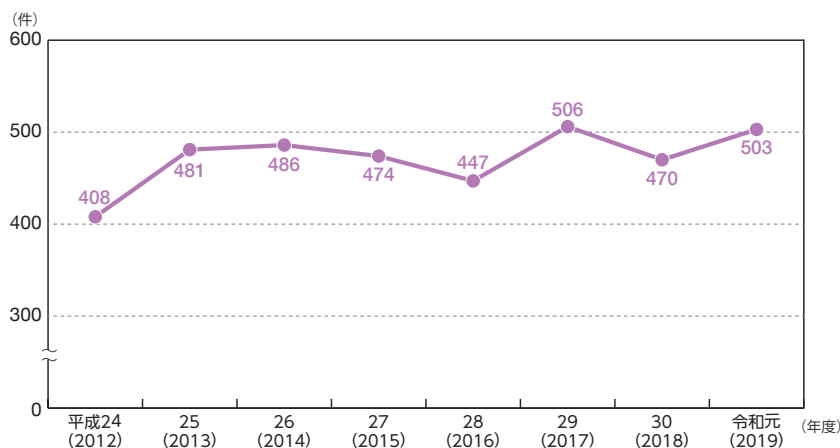
多様化するまちの課題に対しては、市民がまち

づくりの主体となり、市民と行政の協働によるまちづくりを展開することが必要です。

このため、市政について市民に説明する場や市民の声を聞く機会を設けるなどの取組が求められるとともに、まちづくりや地域課題の解決に取り組む市内の各種団体、NPO¹²⁰・ボランティア等の市民公益活動¹²¹ 団体等の活動を支援する必要があります。

さらに、市民生活の利便性の向上や市民協働の推進を図るため、地方公共団体は、保有する公共データをオープンデータ¹²²として公開し、自由な二次利用を促進することが求められています。

市と市民・団体との協働事業件数の推移



¹²⁰ NPO: Non Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

¹²¹ 市民公益活動: ボランティア活動等、市民が行う非営利の自主的、主体的な社会貢献活動。

¹²² オープンデータ: 国、地方公共団体及び事業者が保有する様々なデータを、誰でも無料で自由に利用できるというルールでインターネット上に公開したものの。

施策の方向

① 市民参加の推進

開かれた市政の推進を図るため、市民の声を聞く場を設けるとともに、まちづくりについての意見・提言をいただく場や市政を説明する場を設け、市民参加の充実を図ります。

② 市民意識やニーズの把握

施策決定や行政運営の参考とするため、市政に対する市民意識やニーズの把握に取り組みます。

③ 利便性の高い相談体制の運営

市民の利便性向上を図るため、市民からの相談、問合せなどに一元的に対応する総合的な体制の運営を行います。

④ コミュニティ振興

(1) コミュニティセンターへの支援

コミュニティセンターが円滑に管理運営を図れるよう支援を行い、コミュニティ活動・福祉活動・生涯学習活動等を通じた地域の一層の活性化を促進します。

(2) 地域振興の支援

住みよいまちづくりの促進と市民相互の連帯感及び自治意識の向上を図るため、地区コミュニティが取り組む地域振興・防災・防犯の活動を支援します。

(3) コミュニティ市民会議への活動支援

明るく住みよい地域社会の創造を目指し、地区コミュニティ相互の連携と情報交換等を図るとともに、防災活動や多様なまちづくり等の活動に取り組むコミュニティ市民会議を支援します。

(4) 山間地区定住支援

檜田地区におけるコミュニティの活性化を図るため、定住の促進に向けた取組を行います。

(5) 地域活動拠点施設に対する支援

住みよいまちづくりの促進と地域住民の連帯意識の向上を図るため、自治会活動の拠点施設であるコミュニティハウス（集会所等）の新築・増改築・耐震診断等に対する支援を行うとともに、災害時に避難所となるコミュニティセンターについては、経年劣化による補修等を計画的に実施し、より安全で安心して利用できる施設維持管理を目指します。さらに、今後の地域活動拠点施設の在り方についての研究を進めます。



<高槻市コミュニティ市民会議>
昭和 51（1976）年に結成され、地域活動の推進に活発な活動を展開

5 NPO 支援

市民公益活動の促進及びボランティア・NPO 等との協働の推進を図るため、市民公益活動サポートセンターが円滑に管理運営を図れるよう支援するとともに、協働推進に向けた取組を支援します。

6 高槻まつり¹²³ 開催の支援

市民参加による市民意識の高揚、文化とコミュニティの創造、高槻の自然と歴史の再確認及び活力ある地域社会の創造を目指して高槻まつりの開催、運営に取り組まれている高槻まつり振興会を支援します。

7 オープンデータの推進

市民生活の利便性の向上や市民協働の推進を図るため、本市が保有する公共データのオープンデータ化を推進します。

▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
地区コミュニティ加入率 (対総世帯数)	45.51% (令和 2 年度)	50%
市と市民・団体との協働事業件数	503 件 (令和元年度)	540 件

¹²³ 高槻まつり：昭和 45 (1970) 年から毎年 8 月に開催されている市民祭。毎年、15 万人以上の来場者が訪れている。

施策体系番号

7-2

人権の尊重・ 男女共同参画社会の実現

目標(めざす姿)

一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らせるとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるまちを目指します。

現状・課題

1 本市は、昭和 53 (1978) 年、基本的人権の大切さを認識し、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市を実現するため、「人権擁護都市宣言」を行いました。

そして、昭和 62 (1987) 年、「人権啓発計画」を策定し、「人権」を基本として本市の施策を推進してきました。

平成 13 (2001) 年には、「世界人権宣言」及び「日本国憲法」の理念に基づき、市民と行政との協働により、真に全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、「人権尊重の社会づくり条例」を制定し、以降、「人権施策基本方針」や「多文化共生施策推進基本指針」等に基づき、具体的施策を実施し、平成 27 (2015) 年には人権施策推進のための基本理念や基本的方向を明らかにする「人権施策推進計画」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」に向けた取組を推進しています。

今日の社会においては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人をめぐる人権問題や同和問題など引き続き解決に向け取り組むべき課題があります。また、社会経済情勢の変化に伴い、性的マイ

ノリティ¹²⁴、外国人市民に関わる偏見や差別、ヘイトスピーチ¹²⁵やインターネットを悪用した人権侵害など新たな人権課題も発生しています。

これらの人権課題を解消し、互いの人権を認め合い、あらゆる差別を許さない地域社会を作るため、行政は市民一人ひとりの人権意識の向上を図り、人権課題への理解を深めることに留意し、人権教育・啓発及び人権擁護・保護などの施策をより一層推進する必要があります。

2 男女共同参画を推進する社会システムを構築するためには、社会的性別(ジェンダー)の視点を定着、浸透させ、一人ひとりが基本的人権に基づいた男女共同参画の意識を持ち、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。本市では「男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画計画」に基づき、様々な施策に取り組んできました。

職場・家庭・地域における男女共同参画については、本市の女性の労働力率は、平成 27 (2015) 年の国勢調査によると、ほとんどの年齢階層において全国平均を下回っています。女性が自らの意志によって職場・家庭・地域に参画できるよう、

¹²⁴ 性的マイノリティ: レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(体と心の性に違和感がある人)といった性的少数者を表す言葉。

¹²⁵ ヘイトスピーチ: 特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

意識啓発と環境の整備を図ることが重要となっています。職業生活と家庭生活の両立を通じて女性の職業生活における活躍を更に推進するとともに、男女が共に担う地域づくりを進めることが必要です。

3 女性の人権尊重・擁護の面において、相談員を配置し、女性が直面する様々な悩みに対する相談・支援を行ってきました。女性が抱える悩みは、

自身の問題だけではなく、家族や地域、社会環境などと深く関わっており、DV¹²⁶被害者の多くが女性です。女性に対する暴力は、その基本的人権を踏みにじるものであり、恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせるものです。DVは、男女共同参画社会を阻む要因の一つであり、女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けた取組が必要です。

施策の方向

① 人権教育・啓発の推進

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動と、市民の間に人権尊重の理念を普及させ、市民の理解を深めることを目的とする広報その他の人権啓発活動を行っていきます。

また、市民がより一層人権問題への理解と認識を深め、主体的に行動する力を身に付けるため、学校や家庭、地域での人権教育・啓発の推進を図ります。

② 人権擁護・保護機能の充実

人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人に対して、相談窓口を周知するとともに、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応するため、人権に関する情報の共有や関係機関等との連携強化により、相談・支援体制のネットワーク化を推進するなど、当事者の立場に立った人権擁護・保護機能の充実に努めます。

③ 固定的な性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、社会的性別（ジェンダー）の視点から社会の制度や慣行を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民意識の醸成に努めるとともに、価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合い、個性を尊重し、相手を思いやる社会の実現に向けた啓発活動を行います。

④ あらゆる分野における女性活躍の推進

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において活躍できることが求められる中、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現に向け、政策・方針決定過程への参画を含め、あらゆる分野において女性の活躍が進むよう啓発活動を行います。

⑤ 女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

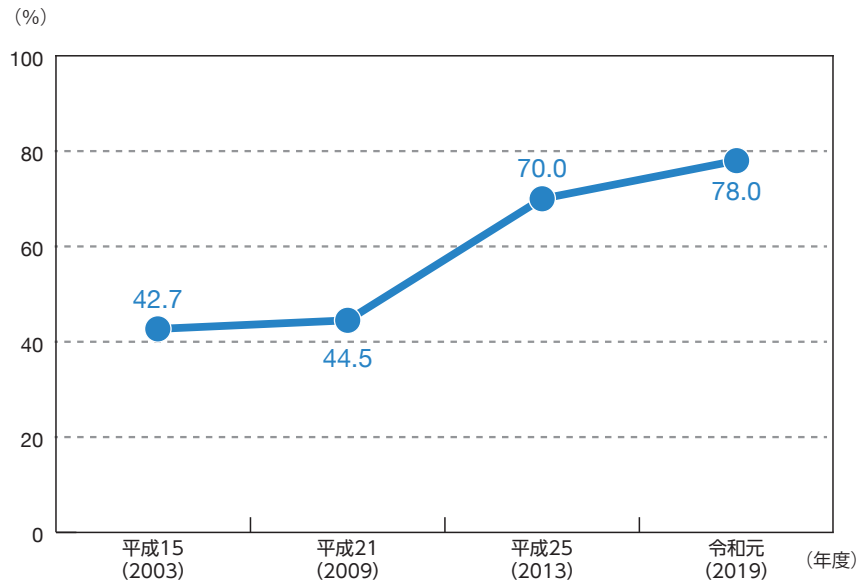
DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力防止の啓発を行うとともに、DV相談体制の構築、被害者の安全確保や自立支援のための関係機関との連携を進めます。

¹²⁶ DV: Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力なども含まれる。その中でも実際相手からの暴力を「デートDV」と呼ぶ。

主な本市の関連計画

人権施策推進計画、男女共同参画計画

高槻市における男女の固定的な役割分担に対する意識



(資料) 高槻市人権意識調査報告書 (第4～7回)

※男性は仕事、女性は家事などの男女の固定的な役割分担意識を持つことを問題だと回答した人の割合

基本計画

分野 1

分野 2

分野 3

分野 4

分野 5

分野 6

分野 7

分野 8

施策体系番号

7-3

文化芸術の振興と 生涯学習の推進

目標(めざす姿)

あらゆる市民が多様な文化芸術に触れ、生涯にわたり学習することができ、充実した生活を楽しむことができるまちを目指します。中でも、将来を担う子どもたちが、感性や創造性、豊かな心を育むための機会を充実させることを目指します。

また、高槻市独自の新しい文化芸術が創造・育成され、市内外へ積極的に発信することで、都市としての魅力を高めることを目指します。

現状・課題

1 平成 29 (2017) 年 6 月、文化芸術基本法が制定以降初めて改正され、文化財の保護や文化芸術の振興など、これまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることなどが求められることとなりました。

本市は、平成 26 (2014) 年 3 月に「文化振興ビジョン」を策定し、高槻の魅力を高め、市民が心豊かに過ごせるまちづくりを進めているところです。

2 生涯学習については、国は一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を適切にいかすことができる社会の実現を目指しています。

3 平成 27 (2015) 年 2 月には、老朽化した市民会館に替わる施設を整備するため、「市民会館建替基本計画」を策定し、新たな文化芸術の創造・発信拠点として高槻城公園芸術文化劇場の整備を進めており、令和 4 (2022) 年度中の開館を予定しています。

今後は、芸術文化劇場を核とし、生涯学習センター、クロスパル高槻とともに一体的に管理することで、窓口の統一によるサービス向上や利用促進を図るほか、専門性をいかした文化事業、生涯学習事業を展開し、市民文化の醸成、にぎわいの創出、都市魅力の発信を更に推進していく必要があります。



<高槻城公園芸術文化劇場>

新たな高槻のシンボルとして、高槻城二の丸跡地に整備 (令和4年度中にオープン予定)

施策の方向

① 高槻城公園芸術文化劇場の整備

芸術文化劇場の整備に当たっては、これまで取り組んできた文化振興施策を基盤としながら、劇場、音楽堂等としての機能を十分にいかした事業展開にハード・ソフトの両面に対応できるよう取り組みます。

② 拠点文化施設の整備・維持管理

芸術文化劇場以外の拠点となる文化施設（生涯学習センター、クロスパル高槻）では、市民のニーズに応じた運営を行い、施設や設備等の整備・改修を行うことで、市民が文化芸術活動、生涯学習の場として利用しやすい環境づくりに努めます。

③ 文化芸術のまちづくりの推進

高槻の魅力を高める取組、子どもから高齢者まで、様々な世代や立場の人々が生涯にわたって文化芸術に「親しむ」取組、芸術文化劇場を中心として、地域施設や学校施設という「場」を通じて、文化芸術の輪を「ひろげる」取組、文化に携わる人々への市民や文化芸術団体、企業、行政などからの主体的な支援や適切な情報集約、発信による文化芸術のネットワークの構築などの「ささえる」取組を実施し、市民が心豊かに過ごせるまちづくりを進めます。

④ 高槻城公園芸術文化劇場を核とした事業展開

芸術文化劇場を核とし、その他の拠点文化施設とともに一体的に管理することで、施設の利用促進や総合的な事業展開を図り、戦略的に文化振興施策を推進します。

主な本市の関連計画

文化振興ビジョン、市民会館建替基本計画、新文化施設管理運営計画

▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
市内の文化施設への来訪者数	109.3 万人 (令和元年度)	123 万人

施策体系番号

7-4

スポーツの推進

目標(めざす姿)

あらゆる世代の市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流を楽しんでいるまちを目指します。
また、スポーツ施設の利用環境が計画的に整備されているまちを目指します。

現状・課題

スポーツ基本法において、スポーツは「世界共通の人類の文化」であるとし、「生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠」とされています。そして、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とされています。価値観の多様化が進む現代において、スポーツは競技として相手との優劣を競うというものだけでなく、健康維持や体力の向上、スポーツを通じた仲間づくりなどスポーツの目的も多種多様なものとなっていますが、スポーツを通じて楽しさや喜びを得るということに違いはありません。

スポーツは、人間の体を動かすという本源的な欲求に応えるとともに、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、充実した市民生活を形成する一つ的手段として非常に有用であるといえます。また、スポーツによる健康の維持や体力の向上により、健康寿命の延伸等、豊かな人生の追究につながる効果が期待されます。

平成30(2018)年度市民意識調査によると、成人の週1回のスポーツ実施率は44.6%となっており、大阪府平均の30.6%を上回ってはいるものの、全国平均の51.5%は下回っている状況

です。その一方で、スポーツをしていないと回答した人のうち「時間がない」、「機会がない」という理由の人が55.3%おり、28.3%の人は機会があれば、スポーツをしてみたいと回答していることから、スポーツをしていない人たちもスポーツをしたいという希望を持っていることが分かります。

こうした状況の中で、あらゆる世代の人々がスポーツに親しむことができるよう、そのきっかけを提供するとともに、継続的にスポーツをする人々の環境を整備することが求められています。



<高槻シティハーフマラソン>
民間団体やボランティアによって運営される新春の一大イベント

施策の方向

① 機会の創出

あらゆる市民が気軽にスポーツを始められるようきっかけづくりを目的とした事業に注力します。また、スポーツを始めた人たちが継続的に取り組めるよう、スポーツ団体協議会や地域住民により運営される総合型地域スポーツクラブ¹²⁷などの各種団体等を支援し、広くスポーツをする機会の創出に努めます。

② 人材の育成

地域での事業の実施に係る連絡調整や、実技指導及び助言を行い、地域スポーツの振興を図るため、各小中学校区に配置されたスポーツ推進委員の活用や資質向上に努めます。

③ 環境の整備

様々な世代の市民がいつでも安全・安心にスポーツをすることができるよう市内スポーツ施設の整備を図るとともに、より効果的かつ効率的な管理運営に努めます。

また、市民のスポーツへの関心を高めることや地域活性化などを目指し、大規模なスポーツイベントの開催を支援します。

主な本市の関連計画

スポーツ推進計画

▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	44.6% (平成 30 年度)	65%

¹²⁷ 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。